

# 介護支援専門員登録移転申請書兼介護支援専門員 証交付申請書提出案内

滋賀県以外の都道府県の介護支援専門員登録を、滋賀県に移転しようとする時の手続です。  
申請後、1～2 か月で介護支援専門員証を交付します。


## 提出時期

滋賀県内の施設・事業所で介護支援専門員の業務に就こうとするとき  
(申請は任意。申請しなくても業務に就くことはできます。)

**提出書類** ※特定記録もしくは簡易書留でのご郵送またはご持参ください。

- 介護支援専門員登録移転申請書 兼 介護支援専門員証交付申請書
- マイナンバー関連書類(A.番号確認書類と B.身元確認書類)※AB 両方提出ください。
  - A.番号確認書類(マイナンバーカード裏面、通知カード、マイナンバー記載の住民票等)いずれか1つの写し
  - B.本人の顔写真が掲載されている官公署の発行する証(マイナンバーカード表面、運転免許証、パスポート、介護支援専門員証等)いずれか1つの写し

**【手数料の納付方法】1,600 円:下記のいずれかの方法で納付してください**

- クレジットカードによる電子納付  
(クレジットカード支払い希望の方)  
手続き名:介護支援専門員手数料(登録の移転)  
1. 専用フォームにアクセス  
(しがネット受付サービス)  
リンクはこちら⇒   
2. 必要事項を入力  
3. 支払い  
4. 支払い後、申請番号を申請書に記載



- ウェブ事前登録方式コンビニ決済での納付  
(現金支払い希望の方)  
小分類:介護支援専門員各種申請  
手数料名:介護支援専門員の登録の移転  
  
1. 専用フォームにアクセスし、  
メールアドレスを登録 リnkはこちら⇒   
2. 届いたメールに記載の URL へアクセスし、  
必要事項を入力  
3. 届いたメールを確認し、コンビニエンスストアにて  
現金支払い  
4. 支払い後、SG からはじまる申請用番号を申請書に記載

写真 (同じもの 2 枚・1 枚は申請書所定欄に貼付)

- 写真の要件
  - ・縦 3cm×横 2.4cm
  - ・申請前 6 か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの
  - ・眼鏡着用の場合は色付き不可、反射・影のないもの、顔や目の輪郭を妨げないもの
  - ・裏面に氏名、登録番号を記載
  - ・白黒、カラーは問いません。

介護支援専門員証の原本 (紛失の場合は登録都道府県にお問い合わせください。)

**【氏名、住所変更がある場合】**

現在登録している都道府県に御確認ください。

## 提出・お問い合わせ先

滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課 介護・福祉人材確保係  
〒520-8577 大津市京町 4-1-1 TEL 077-528-3597 FAX 077-528-4851

